

自然・景観・観光をめぐる動きと 風景へのまなざし

西田正憲

要約 生物多様性、文化的景観、ニューツーリズムなど我が国における近年の自然、景観、観光をめぐる行政の動きを概観するとともに、特にエコツーリズム、グリーンツーリズム、アートツーリズムの新たな自然観光を詳しくみることによって、自然、景観、観光の領域で注視されている自然風景を分析し、風景へのまなざしが今どのように変化しているかを考察した。現在の風景へのまなざしは場所の記憶を見つめ、人類史の風景を見つめようとしている。風景へのまなざしは、現在世代の記憶をとどめる風景、現在世代の記憶にとって大切な風景にそそがれ、記憶を継承したいという視点から投げかけられている。また、風景へのまなざしは、自然性という自然史の尺度で評価した自然史の風景から、自然が内包する歴史性・文化性という人類史の尺度で評価した人類史の風景へと転回しつつある。このような動きは、連続する空間と連続する時間を重視することであり、近現代の文明を問い直すことでもある。さらに、眺望などの風景の視覚的側面つまり視覚の風景に注目するのではなく、記憶などの風景の意味的側面つまり意味の風景に注目することでもある。

キーワード 風景へのまなざし 記憶の継承 人類史の風景

はじめに

近年、我が国において、生物多様性基本法、景観法、観光立国推進基本法が制定されるなど、自然・景観・観光をめぐる動きが加速している。行政における法制度の変化は社会の変化を示す一つの表徴でもあり、今、社会はめまぐるしく動いているといえる。このような変化に歩調を合わせるかのように、風景へのまなざしも変化している¹⁾。風景へのまなざしとは、人間が環境の一部を意味付け、価値付けることによって、風景として捉える視線であり、見方である。この環境を風景化するまなざしは、文学、美術、映像の表現などから読みとることができるが、また一方で、自然・景観・観光をめぐる動きなどからも読みとることができる²⁾。本論は、主としてこの約10年間の自然・景観・観光をめぐる行政の動きを概観するとともに、特に新たな自然観光について詳しくみていくことによって、自然・景観・観光の領域で注視されている自然風景を分析し、風景へのまなざしが今どのように変化しているかを考察するものである。

1 自然・景観・観光をめぐる動き

(1) 自然をめぐる動き—生物多様性—

自然をめぐる動きの中で特筆すべきは生物多様性に関する動きである。生物多様性基本法が2008年に制定され、施行された。生物多様性基本法は、生物多様性が人類の存続の基盤であるとともに、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であるとの認識に立って、将来にわたり生物多様性を確保し、適切かつ持続的に利用しようとするものである。また、我が国においては豊かな自然と共生する固有の文化が育まれてきたように、生物の多様性は地域独自の文化の多様性をも支えているとの認識を明らかにしている。環境全般を対象とした1993年の環境基本法、資源・エネルギーを対象とした2000年の循環型社会形成推進基本法に対し、自然環境を対象とした理念法である。

生物多様性は生態系、種、種内の3つの多様性を指している。地球上で生物多様性が未曾有の速さで失われているという危機的状況をうけて、国際社

会において生物多様性の保全と持続可能な利用が重要課題となった。1992年、生物多様性条約が採択され、93年に発効する。我が国においても93年の環境基本法に法律では初めて生物多様性が明記され、生物多様性の確保と多様な自然の体系的保全について示された。以後、環境基本法に基づき策定された94年の環境基本計画、2000年の新環境基本計画「環境の世紀への道しるべ」、06年の第3次環境基本計画「環境から拓く 新たなゆたかさへの道」の中で生物多様性の保全が重要な方針となっていく。これに並行して、95年、政府の生物多様性保全の取組み指針として生物多様性国家戦略が決定され、02年、新・生物多様性国家戦略に全面改定され、さらに、07年、第3次生物多様性国家戦略が決定された。特に02年の新・生物多様性国家戦略は、生物多様性の危機として、人間活動拡大による影響、人間活動縮小による影響、移入種による影響の3つの危機を指摘し、生物多様性の意味を人間生存の基盤、安全性・効率性の基礎、有用性の源泉、文化の根源と整理し、予防的順応的態度の必要性を説いていた。07年の第3次生物多様性国家戦略はこの3つの危機に地球温暖化による危機を付け加えている。生物多様性国家戦略で注目すべきことは里地里山の重要性を明確にしたことである。このことは07年の21世紀環境立国戦略でも示された。

生物多様性に関する動きは、生物多様性の保全と持続可能な利用を自然環境保全施策の中心課題と位置付け、国土のランドデザインにおいてエコロジカルアプローチを導入する必要性を示した。このような動きに連動して、02年、自然再生推進法が制定され、河川・湿原・干潟・藻場・里山・里地・森林などの自然再生を推進し、生物多様性の確保を通じて、自然と共生する社会の実現を図ることとされた。また、04年には外来生物法が制定され、特定外来生物の防除等を行い、生物多様性の確保等を図ることとされた。02年には、自然公園法も改正され、生物多様性の確保が盛りこまれ、あわせて利用調整地区、風景地保護協定、公園管理団体の制度が創設された。利用調整地区は、自然公園において持続可能な利用を図るため、利用者をコントロールする管理観光を制度化したものであり、06年、吉野熊野国立公園大台ヶ原の西大台が我が国初の利用調整地区に指定された。さらに自然公園につい

て付記すれば、07年、20年ぶりの国立公園指定として、29番目の尾瀬国立公園が誕生し、17年ぶりの国定公園として、丹後天橋立大江山国定公園が誕生した。この動きは、自然公園の再編成の予兆であり、里山や文化的景観を評価した新たな指定と捉えることができる。今後、生物多様性の評価を軸として、自然公園の再編成が進むものと思われる。

このほか特筆すべき新たな動きとして、海洋をめぐる動きがある。今まで保全策が講じられなかった海洋という生態系に注目しはじめたことは生物多様性保全の一環ともいえよう。1982年、国連海洋法条約が採択され、94年に発効する。海洋に関する世界の新しい法的な秩序を体系化しようとしたものであり、領海と排他的経済水域の設定を明記したほかに、資源管理と海洋汚染防止の義務を示し、従来の公海自由の原則を変質させた。2007年、我が国も海洋基本法を制定し、海洋政策に関する国の総合的な取り組みを定め、海洋の開発・利用と海洋環境の保全との調和、海洋産業の健全な発展、海洋環境の保全を含む海洋の総合的管理などを掲げた。08年には海洋基本計画が決定されている。海洋環境保全の具体的な動きとしては、国際的には94年の国際サンゴ礁イニシアティブの開始、99年のラムサール条約登録湿地の拡大、国内的には諫早湾・藤前・三番瀬・泡瀬干潟埋立問題、藻場・干潟への関心の高まりと再生の動きなどがある。(表-1)

自然をめぐる動きは、生物多様性という自然の包括的概念を導入することによって、原生的な自然から二次的な自然まで、貴重な自然から普通の自然まで、山岳から海洋まで、自然環境保全の理論を拡大したといえる。生物多様性の概念は、生物学的な変異性を研究する自然科学の分野にとどまるものではなく、科学に裏付けられた共生の思想であり、身近な自然を再評価し、われわれの生活環境を豊かに快適にしてくれる思想であるともいえる。すなわち、生物多様性とは、自然界にとっては多様性こそが重要であり、貴重なものも普通のものも、すべてが大切だという思想である。あらゆる生物、あらゆる自然を持続可能な状態で維持していこうとするものであり、一種のノーマライゼーションの思想である。20世紀は、里山の山辺や海岸の水辺など身近な自然を切り捨ててきたが、生物多様性の思想は身近な自然を照射

しようとしている。

表一 自然をめぐる近年の主な動き

1995	(平成 7)	生物多様性国家戦略
1995-00	(平 7-12)	長良川河口堰・吉野川可動堰問題、河川法・海岸法等の改正
1996	(平成 8)	国連海洋法条約日本批准
1996-05	(平 8-17)	ラムサール条約湿地登録拡大一串本沿岸・中海・慶良間諸島海域等
1997-99	(平 9-11)	諫早湾・藤前・三番瀬干潟埋立問題
1997	(平成 9)	環境影響評価法
2000	(平成 12)	新環境基本計画
2001	(平成 13)	環境省発足
2002	(平成 14)	新・生物多様性国家戦略 自然公園法改正一生物多様性確保・利用調整地区・風景地保護協定 自然再生推進法
2003	(平成 15)	環境保全活動・環境教育推進法
2005	(平成 17)	ミレニアム生態系評価
2006	(平成 18)	第 3 次環境基本計画
2007	(平成 19)	海洋基本法 21 世紀環境立国戦略 尾瀬国立公園・丹後天橋立大江山国定公園の指定 第 3 次生物多様性国家戦略
2008	(平成 20)	国際サンゴ礁年 海洋基本計画 生物多様性基本法 国土形成計画

(2) 景観をめぐる動き—文化的景観—

2004 年、文化財保護法が改正され、文化的景観が制度化され、翌 05 年施行された。また、同 04 年、景観法が制定され、施行された。文化財保護法と景観法は連携しており、景観法の景観計画区域・景観地区内の文化的景観から重要文化的景観が選定されることとなっている。

1992 年、文化的景観は世界遺産のなかに位置付けられることによって広く認知された。文化的景観とは、人間の営為が加わった自然、あるいは、文

化的な意味を担った自然を指し、文化の産物としての自然を指している。自然景観ではあるが、自然遺産ではなく、文化遺産の中に位置付けられる。世界遺産の中で文化的景観は現在、庭園や公園などの人間が創造した「意匠された景観」、農林漁業景観や遺跡周辺景観などの「有機的に進化する景観」、聖地などの宗教や芸術の対象となっている「関連する景観」の3つのカテゴリーに分類されている。95年、フィリピン・ルソン島のコルディレラの棚田が、農業景観として、世界初の世界遺産の文化的景観となる。その後、世界遺産の文化的景観は、イタリア、フランス、ポルトガル、ハンガリーなどヨーロッパの主要ワイン生産地のブドウ畑などがぞくぞくと登録されていった。

我が国においても、1990年代以降、棚田保全の全国的な動きが表れていた。農林水産省は中山間地域の環境保全と災害防止の観点から棚田保全を重視し、地方公共団体も全国棚田(千枚田)連絡協議会や棚田サミットを開催し、行政主導の棚田オーナー制度が開始され、NPOなど様々な市民団体が広範な棚田保全活動に参画しはじめる。また、99年には、日本棚田学会が発足するとともに、日本の棚田百選が選ばれる。この99年には、長野県の姨捨の千枚田が、棚田としては初の国指定名勝となり、これに引き続き、01年、石川県の白米の千枚田が国指定名勝となる。棚田は小面積の水田が幾重にも重なる見事な景観を形成し、厳しい風土と闘い、営為を刻んできた農民の労苦に思いをはせさせる記憶の風景といえよう。

このような動きの中、04年に文化財保護法が改正され、文化的景観が追加された。文化的景観が、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・名勝・天然記念物)、伝統的建造物群と同列に置かれる保護対象となった。文化財保護法でいう文化的景観とは、地域の生活・生業と風土によって形成された景観と定義し、棚田・里山・用水路等をあげている。それは失われゆく郷土の景観や近代の遺産である。文化庁は、文化財保護法改正に先立つ03年の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の報告書の中で、農林水産業の文化的景観重要地域180件を選定しリストアップしていたが、06年正式に重要文化的景観として、滋賀県の近江八幡の水郷を第1号に選定し、引き続き岩手県の一関本寺の農村景観を選定した。そ

の後、アイヌと開拓の景観、段畑、牧場、水辺景観、焼物の里、棚田と選定を急速に拡大している。

04年、文化財保護法改正の翌月に、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造などを目的とした景観法が制定された。同時に、景観法とともに、景観法関係法律整備法、都市緑地保全改正法という景観緑三法が整備された。景観への関心は1990年代以降徐々に高まっていた。多くの地方自治体が独自の景観条例を制定し、単なる保存ではなく、積極的に復元・創出する新たな景観形成を目指しはじめていた。真鶴町まちづくり条例、湯布院町潤いのある町づくり条例、京都市自然風景保全条例、箕面市都市景観条例、滋賀県ヨシ群落保全条例など各地に景観条例が生まれていた。また、01年には東京都で国立マンション訴訟がおきていた。都市計画法等には適法であった14階建高さ44mのマンションに対し住民が建設差止めを求めて提訴した。06年、最高裁で原告住民が敗訴したが、最高裁は「良好な景観の恩恵を受ける利益は法的保護に値する」との初めての判断を示した。また、03年には、国は美しい国づくり政策大綱を定め、良好な景観形成、景観の文化的側面、地域の重視などを課題としていた。景観法は、先行していた地方自治体の景観条例に法的根拠を与えるものであり、良好な景観を国民共通の資産と認識し、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区の指定、景観協議会の組織等によって、都市・農山漁村等の良好な景観形成を目指すものである。

景観法の影響は大きい。07年、京都市は、古都の景観を守るため、都市計画の変更、条例の改正、条例の制定により、画期的な新景観施策を打ちだし、同年施行した。都市計画の変更は建築物の高さ制限を45mから31mに規制強化するものであり、条例の改正は屋外広告物条例の強化をはじめ、市街地景観整備・風致地区・自然風景保全の各条例を改正した。そして、眺望景観創生条例を定め、視点場と視対象を明確にして、眺望景観とそれに至る眺望空間を守ろうとしている。眺望景観は8種類の眺めとして、境内の眺め・通りの眺め・水辺の眺め・庭園からの眺め・山並みへの眺め・しるしへの眺め・見晴らしの眺め・見下ろしの眺めを定め、眺望空間は近景と遠景のデザ

イン保全区域に分け、従来にはなかったきめ細かい手法を用いている。

08年、歴史まちづくり法が制定・施行される。文化財を中心とした周辺の一帯の整備を市町村が図るものであり、国の補助金が入る点において、資金的支援がない景観法とは異なり、景観法と車の両輪になるものといえよう。このほか、07年の古都保存財団の美しい日本の歴史的風土100選、経済産業省の近代化産業遺産群33件（認定遺産575件）の選定、さらに09年の朝日新聞社・森林文化協会のにほんの里100選も、景観に関する動きとして特筆すべきものであろう。（表－2）

文化的景観とは、場所の記憶を重視した風景であり、近代が忘れ去ったいわば意味の風景といえる。近代は、相貌・眺めという景観を重視し、場所がもつ歴史や文化を軽視してきたのであり、視覚の風景に偏っていた。近代は、信仰の地、歌枕の地、伝説の地など土地のもつ由来や意味を一掃してきた。土地にはそれぞれの歴史性や文化性があり、豊かな意味がある。風景をより豊かなものとするために、地域の意味の風景を捉え直すことが大切である。また、景観法は身のまわりの景観や地域的特色を示す景観にまなごしを向けようとする新たな動きである。生物多様性と同じように、貴重な景観から普通の景観へと視野が拡大していることが読みとれる。

表－2 景観をめぐる近年の主な動き

1990年代	各地で景観に関する条例づくり
2001（平成13）	国立マンション訴訟（14階建高さ44mが完成。建設中に住民訴訟）
2003（平成15）	美しい国づくり政策大綱
2004（平成16）	文化財保護法の改正－文化的景観・民俗技術 景観法 （景観緑三法：景観法・景観法関係法律整備法・都市緑地保全改正法）
2007（平成19）	美しい日本の歴史的風土100選（古都保存財団） 京都市新景観施策 近代化産業遺産群33件（認定遺産575件）（経済産業省）
2008（平成20）	歴史まちづくり法
2009（平成21）	にほんの里100選（朝日新聞社・森林文化協会）

(3) 観光をめぐる動きーニューツーリズムー

2006年、観光立国推進基本法が制定され、翌07年施行された。1963年の観光基本法の全面改正である。新基本法は、住んでよし、訪れてよしの国づくりによる観光立国の実現をめざし、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化、観光の振興に寄与する人材の育成などを唱っている。住んでよし、訪れてよしの国づくりとは、地域住民が誇りと愛着を持つ地域社会こそが、国内外からの観光旅行を促進するという考え方である。

我が国の最近の観光行政はインバウンドをいかに増やすかが大きな課題となっていた。アウトバウンドは、86年にテンミリオン計画「海外旅行倍増計画」を立て、5年間で日本人海外旅行者数を1,000万人に倍増させる目標を立てたが、これは90年に達成していた。一方、インバウンドは、96年にウェルカムプラン21「訪日観光交流倍増計画」を立て、05年までに訪日外国人旅行者数を700万人に倍増させる目標を立てたが、これは早い段階で失敗に終わっていた。03年、当時の小泉純一郎総理大臣が「2010年に訪日外国人旅行者を倍増の1千万人に」と訪日外国人倍増計画の施政方針演説を行うが、これは観光立国宣言と称された。演説の言葉は次のとおりである。「観光の振興に政府を挙げて取り組みます。現在、日本からの海外旅行者が年間約1,600万人を超えているのに対し、日本を訪れる外国人旅行者は約500万人にとどまっています。2010年にこれを倍増させることを目標とします。」³⁾

同03年、政府は海外でビジット・ジャパン・キャンペーンを開始し、政府の観光立国懇談会が報告書「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を、また、観光立国関係閣僚会議が「観光立国行動計画」を策定する。そして、国土交通大臣が観光立国担当大臣となる。翌04年には、観光立国推進戦略会議が報告書「国際競争力のある観光立国の推進」をまとめ、4つの課題と55の提言を提示する。4つの課題とは、国際競争力の観光地づくり、国際競争力のソフトインフラ、外国人旅行者の訪日促進、国民の観光促進である。このフォローアップとして、06年、観光立国推進戦略会議は「地域が輝く『美しい国、日本』の観光立国戦略」をまとめ、地域固有の宝を生かした個性豊

かな地域づくり、システム改革による観光消費の拡大、「美しい国、日本」の実現とその戦略的情報発信を新たな課題とする。

こうした動きをうけて、06年、観光立国推進基本法が制定される。そして、この法律に基づき、07年、観光立国推進計画が策定される。この計画は観光立国を実現するため、4つの基本的な方針と5つの基本的な目標を掲げる。4つの基本的な方針は、国内旅行・訪日旅行の拡大と海外旅行を発展、観光の持続的な発展の推進、地域住民が誇りと愛着を持つ活力に満ちた地域社会の実現、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献の4つであり、5つの基本的な目標は、訪日外国人旅行者を2010年までに1千万人（06年733万人）、国際会議を2011年までに5割増の252件（05年168件）、日本人国内旅行宿泊数を2010年までに年間4泊（06年2.77泊）、日本人海外旅行者数を2010年までに2千万人（06年1753万人）、国内観光旅行消費額を2010年までに30兆円（05年24.4兆円）の5つである。そして、4つの施策の柱として、国際競争力のある観光地形成、観光産業の国際競争力強化と観光振興に寄与する人材育成、国際観光振興、観光旅行のための環境整備に整理しているが、この最後の環境整備の中の一つとして、新たな観光旅行の分野の開拓をあげ、ニューツーリズムの創出・流通と各ニューツーリズムについて詳述している。そのほか、08年には観光圏整備法の制定・施行され、観光立国実現のための観光圏の整備や地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みなどが推進されようとし、国土交通省の外局として観光庁（定員103名）が設置されたことも観光に関する動きとして特筆すべきものであろう（表-3）。

ニューツーリズムとは、地域独自の魅力を生かした地域密着型の体験型・交流型観光を指し、大量規格商品を扱う現在の旅行市場では流通しにくい旅行商品である。具体的には、長期滞在型観光—地域とのより深い交流により豊かな生活を実現する観光、エコツーリズム—自然環境や歴史文化を守りながら体験し学ぶ環境保全型体験観光、グリーンツーリズム—農山漁村の自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型観光、文化観光—日本の歴史・伝統に対する知的欲求を満たし、相互理解を深める観光、産業観光—歴史的・文化的価値の工場・遺構や最先端技術の工場の学び・体験の観光、ヘルスツーリス

表一 3 観光をめぐる近年の主な動き

1995 (平成 7)	農山漁村余暇法
1996 (平成 8)	ウェルカムプラン 21「訪日観光交流倍増計画」
1999 (平成 11)	食料・農業・農村基本法
2000 (平成 12)	食料・農業・農村基本計画 全国グリーン・ツーリズム協議会
2002 (平成 14)	国際エコツーリズム年
2003 (平成 15)	小泉総理が施政方針演説で観光立国宣言と訪日外国人倍増計画を表明 ビジット・ジャパン・キャンペーン開始 観光立国懇談会報告書『住んでよし、訪れてよしの国づくり』 観光立国行動計画（観光立国関係閣僚会議） 国土交通大臣が観光立国担当大臣となる 水とみどりの「美の里」プラン 2 1 エコツーリズム推進会議
2004 (平成 16)	観光立国推進戦略会議報告書『国際競争力のある観光立国の推進』
2005 (平成 17)	新食料・農業・農村基本計画
2006 (平成 18)	観光立国推進戦略会議「地域が輝く「美しい国、日本」の観光立国戦略」 観光立国推進基本法
2007 (平成 19)	観光立国推進計画 エコツーリズム推進法
2008 (平成 20)	観光圏整備法 観光庁発足

ムー癒しの自然・温泉地域を訪れ、健康を回復・増進・保持する観光、その他一フラワーツーリズム、フィルムツーリズム等、地域の特性を生かした参加型・体験型・学習型等の観光を指している。ニューツーリズムの推進は、住野昭が指摘するように、我が国の縦割り行政の打破が大きな課題である（住野 2008：22－23）。

このニューツーリズムからは風景への新たなまなざしを読みとることができる。エコツーリズムが自然環境とともに歴史文化を注視し、グリーンツーリズムが農山漁村の文化や営みを注視していることは、土地の歴史性や文化性つまり豊かな意味にまなざしをそそいでいるといえる。文化観光や産業観光もまた場所がもつ歴史や文化を重視していることにほかならない。ここに

は、文化的景観と同じく、近代が忘れ去ったいわば場所の記憶や意味の風景に通底した同じまなごしを見いだすことができる。また、生物多様性や景観法の動きと同じく、身のまわりの景観、地域的特色を示す景観、普通の景観にまなごしを向けようとする新たな動きを読みとることができる。自然地域におけるニューツーリズムを新たな自然観光として、以下に詳しくみてみたい。

2 新たな自然観光

(1) エコツーリズム

エコツーリズムは地域の自然と文化を保全する自然観光といえるが、実状はさまざまな用いられ方をしており、今のところエコツーリズムの実態と概念は定まっていない。エコツーリズム理論は自然保護資金の調達、雇用機会の創出、環境教育の推進などを唱えるが、現実には理論に追随していない。

世界におけるエコツーリズムの展開にはいくつかの方向がある。一つは、すぐれた自然地域の保護のためのエコツーリズムである。ガラパゴス諸島はその典型である。そこでは、貴重な動植物や生態系を保護するためにツアーが徹底的に管理される。ガラパゴス諸島は、チャールズ・ダーウィンがその特殊な生物相から進化論の着想をえた所であり、1964年にはチャールズ・ダーウィン自然科学研究所が設立され、78年には世界最初の世界自然遺産の一つとなった自然保護の先進地であった。アメリカの国立公園のインタープリテーションもこの部類のエコツーリズムに入るであろう。もう一つは、いわば南北問題の解決策としてのエコツーリズムである。貧しい発展途上国における焼畑や開墾や森林伐採、それに伴う野生生物減少をくいとめるために、富める先進国が代替案としてエコツーリズムを提言する例である。発展途上国のなかには、焼畑や森林伐採を禁止できない所や、保護区設定という欧米型の保護制度では守れない所があるが、ここに提案されたのがエコツーリズムであった。プランテーション開発にゆれるマレーシア・サバの熱帯雨林のエコツーリズムなどがその一例である。さらにもう一つは、環境破壊

の拡大によって要請された新たな観光としてのエコツーリズムである。マストツーリズムからオルタナティブツーリズムへの動きのなかで、持続可能な観光(サステナブルツーリズム)としてエコツーリズムは脚光をあびていく。これは多くの地域で繰りひろげられている。持続可能な観光の問題が急浮上してきた背景には、世界の観光産業の急成長とこれによる環境破壊の深刻化があった。観光は大きな産業として、世界経済、地域社会、自然生態系に与えるインパクトが看過できないものとなってきた。そして今、さらにもう一つの動きとして、二次的自然地域における新たな交流としてのエコツーリズムが生起しつつある。里山・棚田・森林・ため池などについて、地元の人々との交流を図りながら、保全したり、学習したりする動きである。我が国で広範に普及しつつあるが、この動きは、エコツーリズムとグリーンツーリズムの同化を招来しつつある。

我が国では、1990年代にエコツーリズムの動きがあらわれる。90年代初頭、環境庁(現環境省)はエコツーリズムの調査検討をはじめ。93年には、白神山地と屋久島が世界自然遺産に登録されるが、このころ、知床、屋久島、西表などのすぐれた自然地域で、民間事業者によってエコツアーが実践され始める。94年に自然保護サイドから日本自然保護協会が『エコツーリズム・ガイドライン』を発行する。一方、観光振興サイドからも、しきりに持続可能な観光が論じられる。93年、日本旅行業協会は「地球にやさしい旅人宣言」を出し、94年、世界観光大臣会議は「O S A K A 観光宣言」で観光は自然環境・文化遺産の保護者となるべきであると唱い、95年、我が国の観光政策審議会は「今後の観光政策の基本的な方向について」でこの宣言と同趣旨の答申を盛りこむ。98年には、日本エコツーリズム推進協議会(現日本エコツーリズム協会)が設立され、各地でも同様な地方組織が結成されていく。国連の国際エコツーリズム年となった2002年には、沖縄振興特別措置法に「環境保全型自然体験活動」の推進が盛りこまれ、また、東京都の要綱で小笠原諸島の自然の保護と利用のルールが定められる。これらは、実質的にエコツーリズムの推進とルールについて定めたものであるが、特に東京都の要綱は特定の自然地域に入る人数を制限した点において画期的であった。我が国では、

入山制限、入島制限などの環境容量に基づく自然保護のための利用のコントロールは困難をきわめていた。ちなみに、自然公園法は02年になってようやくこの考えを導入し、利用調整地区の制度を創設した。03年、環境省はエコツーリズム推進会議を設置し、翌04年には、エコツーリズムについて、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたと定義し、効果として環境保全、観光振興、地域振興をあげ、エコツーリズム憲章、エコツアー総覧、エコツーリズム大賞、エコツーリズム推進マニュアル、エコツーリズムモデル事業の5つの推進方策をまとめた。

このエコツーリズムモデル事業には3つの類型があった。第1は、原生的な自然地域などすぐれた自然地域で行われる典型的エコツーリズムであり、知床・白神・小笠原・屋久島が対象となった。第2は、すでに多くの観光客が訪れる自然地域でのマストツーリズムのエコツーリズム化であり、裏磐梯・富士山北麓・六甲・佐世保が対象となった。第3は、里地里山における自然体験、森林管理、清掃活動など身近な自然地域における保全活動実践型エコツーリズムであり、田尻・飯能・名栗・飯田・湖西・南紀・熊野が対象となった。第1と第2のモデル事業は名だたる国立公園や観光地であるが、第3のモデル事業はむしろ普通の自然地域といえよう。この第3のモデル事業では、エコツーリズムとグリーンツーリズムの棲み分けが崩れ、両者の重複がおき、両者が不分明な曖昧模糊としたものになりつつある。たとえば、里地里山の保全再生である。下草刈り・落ち葉かき・タケ除去・炭焼きなどの活動の実践や、ため池・水路の管理、ビオトープの整備などであるが、今のところ、これらはエコツーリズムであり、グリーンツーリズムでもある。

07年、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを推進するために、エコツーリズム推進法が制定され、翌08年施行される。

我が国のエコツーリズムの対象地域は、大きな流れとして、原生的自然から二次的自然へと拡大してきたのであり、観光経験もまた、深い自然体験から、自然地域における歴史文化体験へと拡大してきたといえる。ここには、

新たな風景へのまなざしを指摘することができる。

(2) グリーンツーリズム

グリーンツーリズムとは、都市住民が余暇活動として農山漁村を訪れ、交流や体験を通じて楽しむ農山漁村観光をいうが、欧米で定着している田園観光、農園観光等と同種であり、新たな観光の一つとみなされている。もっとも、平野の牧歌的田園を基調とする欧米と山地の里山的水田を基調とする我が国とは有り様が根本的に異なる。グリーンツーリズムは、フランスの一部で用いられていた用語を使い、農林水産省が過疎化・高齢化、農林業従事者減少に悩む農山村地域活性化の重要な手段として1992年から提唱し、95年には農山漁村余暇法を制定、翌96年に施行し、グリーンツーリズムの基盤整備を法制度化したものである。農林水産省はその後、新農業基本法ともいえる99年制定・00年施行の食料・農業・農村基本法（03年改正）で、農村振興施策として都市と農村の交流をうたい、この法に基づく00年の食料・農業・農村基本計画と05年の新食料・農業・農村基本計画でグリーンツーリズムの推進を定めている。一方、00年に全国グリーン・ツーリズム協議会を発足させ、03年に「水とみどりの『美の里』プラン21」を策定するとともに、03年の新グリーン・ツーリズム総合推進対策実施要綱、08年の賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要綱等、施策の具体化を進めている。

グリーンツーリズムは都市住民の素朴な農山漁村における余暇活動であるほか、農山漁村の活性化、農山漁村の環境保全、快適な農山漁村づくりを目的としている。農林水産物の地場消費の拡大、地場特産品の生産・加工・直売（アグリビジネス化）、特産品の高付加価値商品化（ブランド化）や、宿泊・レストラン・売店などのサービス産業での雇用の増大によって活性化を図り、また、スモールツーリズムを目指すことによって、マスツーリズムの弊害を避け、都市的基盤整備を進め、都市的生活様式の導入によって、快適な農山漁村づくりを図ろうとしている。実態として、グリーンツーリズムには様々なものがある。都市から農村・山村へという空間軸で整理すると、市民農園、クラインガルテン、農業公園、観光果樹園、産地直売、朝市、農家民宿、農

業体験、牧場体験、Iターン、里山保全、棚田オーナー制度、山村留学、森林作業など、多岐に渡っている。

グリーンツーリズムにおいては他律的観光から自律的観光への動きと発地型観光から着地型観光への動きが芽生えている。自律的観光とは、ホストである地域社会、あるいはゲストである来訪者が、主体となっておこなう観光である。様々な弊害をみせたマストツーリズムは、地域の内部ではなく、また来訪者の内面からではなく、外側の力によって誘導されることが多かった。これからの地域社会にとっては、自らの風土や地域力・文化力を生かした内発的発展が重要である。従来 of 外部の観光業による外発的観光開発が他律的観光と発地型観光を生みだすのに対して、内発的観光開発は自律的観光と着地型観光を生みだす。地域社会の人々や集団が地域固有の自然環境や文化遺産を持続的に活用することによって、地域主導による自律的な観光のあり方を創出することが肝要である。他方、来訪者も、他者が企画した観光に漫然と流され、画一的・表層的な観光経験をえるのではなく、主体的な観光行動をとり、個性的な深い体験をえる自律的な観光を志向しはじめている。

グリーンツーリズムは単なる観光ではない。WTO(世界観光機関)がツーリズムをレジャー(観光・レクリエーション)、ビジネス(業務・プロフェッショナル)、その他(学習・研究・巡礼等)の3つに分類して定義したように、グリーンツーリズムは広い意味のツーリズムであり、そこには新たな動きをみることができる。この一例として、大分県の中山間地域に位置する安心院のグリーンツーリズムをみてみたい。長年、安心院を調査してきたグリーンツーリズム研究家の田平厚子によると、安心院では、1997年から農村民泊が開始され、農村文化に包まれて、都市からの来訪者であるゲストと受け入れ農家の老年層であるホストとのあいだで暖かい交流がくりひろげられている(田平2002:105-108)。ホストは基本的に農業を中心に農業と農村を守るという理念をもって、無理をしない身のたけの経営に徹し、家庭的な暖かい心のこもったもてなしに努め、何もない田舎こそがグリーンツーリズムの素晴らしい地域資源だと考えている。ゲストは古びた農家に滞在して、農作業を手伝い、炭焼き・草木染め・豆腐作り・うどん作りなどを体験し、五

右衛門風呂を楽しみ、自家製の味噌・豆腐・漬物などを賞味し、夜更けまでホストと囲炉裏の団欒をかこむ。ゲストは「一回泊まると遠い親戚、十回泊まると本当の親戚」と呼ばれ、「親戚の証」が発行される。ここには、素朴なおじいさんやおばあさん、手作りでもてなす婦人たちがいて、そして、百年を越えた建物、古い農機具がある物置、つるべの井戸、薪で燃やすお風呂などがある、さらに、さまざまな農の営みがくりひろげられている。そして、これらの基盤となる山野や田畑が広がり、小川や用水路が流れ、おいしい水と空気や田舎の香りにあふれ、静けさと安らぎに優しく包まれている。ここには、人も物も営みもすべてが、虚景ではない本物の農村の風景、環境に支えられた本物の農村の文化をつくりだしている。環境と一体となった環境文化が生みだされている。農村風景とは何よりも土や水や緑と、そしてそれらへの人間の農の営みと一体となったものである。ここで、ゲストは、ときに失われたふるさとへの郷愁を感じ、ときに馴致された自然に心の癒しをうけ、ときに豊かな別の生き方があることを悟る。農村風景とは、たんなる農村の景観ではなく、人間の実存に絡みつく農村の意味を奥深く内包したものである。

観光もまた近代の超克として曲がり角に来ている。ポストモダンという言葉は、分野によって全く異なる時期をさしているが、観光の分野におけるポストモダンツーリズムは19世紀から20世紀にかけて続いてきた近代観光が、21世紀の今変化しつつあることを捉えた言葉である。20世紀は、進歩を追求し、生産と競争を重視して、ひたすら効率性と利便性を追い求め、経済至上主義に走り、物質文明を築いてきた。そこでは、効率的労働と生産性向上が第一とされ、労働と生産のために、余暇としての娯楽が合理化され、正当化された。観光もあくまでも労働と生産のための余暇活動の一つに位置付けられた。しかし、観光は単なる余暇活動ではなく、個人にとってもっと重い意味をもつものであるはずである。発見、転機、邂逅、歓喜、試練、学習、記憶、物語など、観光は人生にとって不可欠な何かを紡ぎ出すものである。観光人類学のネルソン・グラバーンは観光を「聖なる旅」と捉え、日常を離れた非日常の観光と俗を離れた聖なる儀礼にアナロジーを見いだすが（スミ

ス1991：27-49)、東西の本質的相違はあれ、観光とはある意味で精神を浄化する聖なる空間と時間の体験なのである。そのような体験に裏付けられた豊かな思い出は生涯の心の糧でもある。

それ以上に今や、観光の時間はたんなる余暇活動としての時間から自己実現としての時間へと変質してきている。農家民宿、農業体験、棚田保全、森林作業などのグリーンツーリズムにその典型をみることができる。人々は、グリーンツーリズムを通して、自己を見つめ、本来の自己を取りもどし、自己の資質を高めようとしている。人々は、都会生活での生の意味が希薄な日常生活を離れ、農村生活での豊かで根源的な生の意味を求めようとしている。混沌とした都会の中で自己を拡散し喪失した人々が、静穏に包まれた農村の中で再び自己を収斂させ、生そのものを見つめ、生の中心にふれようとする。グリーンツーリズムは、単なる観光ではなく、交流や体験であり、さらに実存にふれるものであろう。人々は営みの風景や生業の風景の中でこそ新たな自己を見いだそうとしている。

(3) アートツーリズム

我が国においては、1969年の箱根彫刻の森美術館、81年の美ヶ原高原美術館のように、20世紀後半、現代アートが徐々に自然地域に進出しはじめたが、近年、越後妻有や瀬戸内直島のように広域な自然地域を舞台に展開し、自然地域のアートツーリズムを推進している。この越後妻有や瀬戸内直島は、自然林・高原・湖沼等のいわゆる美しい自然風景地ではなく、従来自然風景地としては評価されなかった中山間地域や島嶼の二次的自然に展開していることが特徴的である。美術評論家の中原祐介が妻有について「都会美術として推進されてきた現代美術に非都会美術の可能性を開いた」(中原2003：8)と評価しているように、現代アートが、都市ではなく、風土性を強く表す過疎地域の自然地域に展開しはじめ、そこに多くの来訪者を集めるアートツーリズムをおこしている。

越後妻有の大地の芸術祭総合ディレクターの北川フラムは大地と関わってきた農業を尊重し、人知れず営まれてきた人生や暮らしを見つめ、「大地の

芸術祭の出発点「場所の記憶」というコラムで「1500年ほど前から稲作は始まって、集落ができ始めた。それぞれの時代に私たちの知らない、しかし私たちと同じように喜怒哀楽した子どもがいて、じいちゃんやばあちゃん、親兄弟がいて、犬や牛や馬もいたのだろう。それらいろいろな「私たち」の思いがあった場所や家、それらの風景を最低限たてまつることができないか。可能な限りそれらの土地を言祝ぐことができないか」（北川2003：40）とし、地域の過去の生命、生業、生活など場所の記憶を重視し、大地の芸術祭のコンセプトにしていた⁴⁾。また、大地の芸術祭プロデューサーの立場にある新潟県知事泉田裕彦は「大地の芸術祭は、山と川、棚田と美しい集落が点在する越後妻有を舞台とする野外芸術の祭典」（泉田2006：8）と述べ、同じく大地の芸術祭実行委員長の十日町市長田口直人は「日々見慣れた山里の風景の中に作品が現れることによって、これまでとは違う風景に見えてきた。違う見方ができるようになっていったのです。（中略）その体験を皆さんとも共有できたらと思います」（田口2006：2）と述べ、大地の芸術祭が風土と関わり、風景の再発見につながることを表明している。

朝日新聞編集委員の田中三蔵は、「越後妻有アートトリエンナーレ」の新聞記事で、「異色の美術展である。第1に、都市ではなく、自然に満ちた地方に根ざし、国際的に通用するレベルを保っていること」と自然地域の開催を指摘し、「不変なのは『地域と場』への思いだ。里山の自然を生かし、『場』の特質や歴史・記憶と深くかかわる」（田中2006：26）とし、この芸術祭にとって里山の風土との関わりが重要なテーマであることを指摘している。実際、妻有では、現代アートの仕掛けによって、山間僻地の当たり前の営みが浮きぼりになり、当たり前の風景が美しく輝くように見える。杉浦康益《風のスクリーン》は棚田の土や風や光を感じさせ、イリヤ&エミリア・カバコフ《棚田》、大岩オスカル幸男《かかしプロジェクト》は棚田と農の営みに光をあて、スー・パドレー《はぜ》、菊池歩《こころの花ーあの頃へ》は農村と里山の風景を引きだせ、戸高千世子《山中堤 スパイラル・ワーク》はため池の静謐を引きだす。来訪者はアートを通して風土性を感受している。この中の、イリヤ&エミリア・カバコフのインスタレーショ

ン《棚田》はまさに棚田を舞台にして、農民の姿を造形化し、それに農作業のテキストを添えるものであった。それはアーティストがしるすとおおり、「米作りの厳しい作業の始終」を現出させ、「稲作のもつ高い意義と、それが芸術描写の対象になったということ」を示し、「田んぼで頑張ってきた普通の人々に捧げられる」「記念碑」(カバコフ2000:20)を造ることであった。また、妻有について、陶芸家の吉田明は、「中に住んでいる人はそれが当たり前だから気付かないけど、妻有はすごく面白い特殊な地域。よそと違う、独特な雰囲気を持った場所。変なものがいっぱいあるけど、いかにそれが逆に豊かか、それをあらためて見てほしい」(吉田2006:5)と妻有の豊かな風土性への関心について語り、生け花作家の下田尚利は、生け花作品について、「どこでも飾れるような作品ばかり並んでいる二十世紀の美術展と違い、大地の芸術祭の作品は妻有の土と大気から生まれ、そこで暮らしている人の生活の中へ踏み込んでいく」(下田2006:7)と風土性に関わる作品について語っている。

瀬戸内直島のベネッセアートサイト直島のコンセプト「サイトスペシフィックワークス」は風土性への志向を一層鮮明にしている。サイトスペシフィックワークスはその場所に固有な、その場所にしかない作品といった意味である。現代の美術作品は、壁画やモニュメントのように属地的なものもあるが、多くの絵画や彫刻は、移動可能で場所を選ばず、商品経済の流通にのることが要請されていた。サイトスペシフィックワークスは移動不可能な属地的なものであり、場所との関係性を深めている。ベネッセアートサイト直島を推進してきたディレクターの秋元雄史は「福武が強調して語るのは、優れたアートや建築、それ自体の価値はもちろんであるが、と同時に、直島、そして瀬戸内海という場所のポテンシャルを引き出すアートや建築についての興味である。地域の固有の自然景観とそこで生活してきた人々の歴史というものをアートや建築によって、再評価、再発見していくことの必要性であった」(秋元2005:26-27)とするしている。また秋元が「芸術作品が磁力となって、それまで眠っていた場所の魅力を引き出していく。いかに真の芸術的な行為が、場所を豊かにし、歴史を築き、文化を形成するか。芸術の持つ固有性こ

そが平凡な場所を豊かにし、それまでの歴史や風土に意味を与えていく」(秋元2005:7) ともしるすように、場所や風土への認識が重要視されていた。

さらに妻有も直島も来訪者に自然地域を巡らせることが大きな要素になっている。アート自体のみならず、アートとアートを結ぶルートも回廊として、風土性に強く関係付けられている。前述の妻有の総合ディレクターの北川は「762km²に約78,000人(2000年)という過疎と広さもそれがこの条件である。(中略)それらを全部廻る旅でしか妻有、あるいは日本の農業山間地を肌で感ずることはできない」(北川2003:15)と広域の中山間地域を体験させることを意図していた。また北川は「都市の美術は終わった?」という座談会で、「妻有では車に乗せられたり歩かされたり延々とする。その間に、観客は論理や美術史的文脈から武装解除されるんです。風が吹いている、肥やしの匂いがする、足裏の感触も変わる、そうして五感が刺激されるなかで、武装解除されていってしまう」(北川2006:22)と述べている。前述の中原も「6市町村というきわめて広範囲にわたる地域を対象」とし、「美術展という形式の再検討を示唆した」(中原2003:8)と指摘している。来訪者はもはや単なる美術鑑賞者ではなくなり、時間と体力を要するラリーを強いられ、山あいの棚田、散在する農家、僻地の廃屋・廃校を、細く屈曲する農道や林道を時間をかけて車で走り、ときに溪流を横切り、一面の水田を突き抜ける。来訪者は、否応なく山間僻地の風景を認識し、それが美しい風景であることに気づかされ、同時に、きわめて不便な生活をしている人々に思いを走らせる。アートツアーはいつの間にか山間僻地ツアーに変貌し、印象的な現代アートとともに山間僻地の風景が脳裏にやきつく。直島も同様であり、現代アートを巡る途中の内海や多島海の風景を見せる回廊が重要な意味をもっている。

3 風景へのまなざし

(1) 記憶の継承

新たな自然観光における風景へのまなざしの特徴の一つは、場所の記憶を

見つめようとすることである。場所の記憶を見つめ、重視することは、我々の記憶を大切にし、継承していこうとすることでもある。我々の記憶には過去から引き継いだものもあるので、我々の記憶の継承とは過去の人々の記憶の継承でもある。記憶は過去の世代から現在の世代をへて未来の世代へと継承される。しかし、遠い過去の記憶は薄れゆき、今の記憶もまた遠い未来へは薄れゆく。記憶を大切にすることとは、様々な事象が過去から現在につながっているという過去との連続性を取り戻すとともに、現在生きている人々の思い出を大切にすることでもある。風景に関する大切な記憶とは我々現在世代にとって大切な記憶にほかならない。棚田や古い農家や町並みが大切なのは、それらが現在世代の記憶の中に鮮明にやきついていると同時に、それらが眼前から消失しようとしているからである。文化的景観も、過去世代の記憶でもあるが、基本的には現在世代の記憶にほかならない。

新たな自然観光における風景へのまなごしは、現在世代の記憶をとどめる風景、現在世代の記憶にとって大切な風景にそそがれている。それは記憶を継承したいという視点から投げかけられている。特にグリーンツーリズムにおける農業景観への関心、アートツーリズムにおける風土性と場所の記憶への関心はそのことを如実に示している。

自然地域のアートツーリズムに見られる現代アートにおいては、その地域の土地の過去の来歴、生業、生活など場所の記憶への思い入れが大きなコンセプトとしてあった。特に廃屋・廃校を活用したインスタレーションは、かつてそこにあったであろう人間の営みを髣髴とさせ、来訪者に名もない人々の家庭生活や学校生活があったことに思いを馳せさせる。朽ち果てた廃屋・廃校を訪れるとき、つい最近まであったという懐かしさと、すでに失われた世界だという寂しさが複雑に交錯する。妻有のマーリア・ヴィルッカラ《TIRAMI SU 3》、日本大学芸術学部彫刻コース有志《脱皮する家》、クリスチャン・ボルタンスキー&ジャン・カルマン《最後の教室》、福武總一郎《FUKUTAKE HOUSE》などの作品である。直島のサイトスペシフィックワークスも地域固有の自然や歴史からなる場所のポテンシャルが重要であった。特に、直島の古い街並みの本村において1998年から2002年にかけて展

開された家プロジェクトは場所の記憶を雄弁に語っている。宮島達男は《角屋》で、約200年前の漆喰壁・焼板・本瓦の民家を復元し、室内を水面にして点滅する発光ダイオードのデジタル数字を仕掛けたが、過去の人々の営みを暗示するものであった。ジェームズ・タレル・安藤忠雄の《南寺》は、かつて寺院が実在していた場所に、室内を漆黒の暗闇にした寺院を再生したものであるが、地域の人々の精神的な拠り所があったという記憶をとどめようとしたものであった。内藤礼の《きんざ》も約200年前の建物の柱・屋根の構造はそのままに外壁を再生し、室内に円形のフォルムや繊細な糸などを用い、室内を作品化した。杉本博司の《護王神社》も、江戸時代の神社をガラスの階段や地下の石室などを用いアーティスティックに再生するものであったが、この島で生きてきた人々の生の営みや、失われた風景や、ゲニウスロキの再生を感じさせるものであり、場所の記憶を強く表出していた。場所の記憶は2006年から07年のスタンダード2展で一層先鋭化した。旧家が活用され、その場所の名が作品名以上に重視されていた。三宅信太郎《魚島潮坂蛸峠》は旧床屋を、大竹伸朗《舌上夢／ボッココン視》は旧歯科医院を、千住博《ザ・フォールズ》他は製塩業旧宅の石橋家を、上原三千代《直島の局》他は直島八幡神社を活用するなど、場所の記憶を照らした。現代アートが地域の歴史や生活に強く関わり、場所の記憶を浮きぼりにしている。

風土性と場所の記憶を重視することは、換言すると、連続する空間と連続する時間を重視することであり、さらに言えば、近現代の文明を問い直すことである。妻有も直島も現代アートは風土に生き、風土を活かし、廃屋に生き、廃屋を活かそうとしていた。妻有と直島の現代アートは中山間地域や島嶼の風土を活用し、過去の営みを想起させようとしている。科学技術文明・物質文明に代表される近現代文明とは、壮大な都市を築いてきたが、それはその土地の風土がどのようなものであったか、過去にどんな営みが行われてきたかということをつからなくするものであり、風土と過去とのつながりを断絶するものであった。妻有と直島の現代アートが求めた風景は風土と過去につながる風景であり、それは近現代の文明が否定してきた風景であった。だが、妻有と直島の現代アートは、風土と過去を活かし、それらとの連続性

を志向している。風土と過去を大切に守る手法は自然や文化財を守る保護制度や様々な保全活動があるが、これらとは一見無関係な現代アートが風土と過去への注目を促したといえる。来訪者は、妻有と直島を巡るとき、中山間地域と島嶼の風土と過去を見つめ、これらを破壊してきた20世紀の文明とは何であったかを考えずにはいられない。妻有と直島の現代アートの風景は20世紀の文明を問い直す風景といえよう。

文明の問い直しは廃屋・廃校を活用した妻有の空家プロジェクトと直島の家プロジェクトに強く表れている。これらは場所の記憶や場所の物語の再生を意図していた。20世紀は場所の記憶と物語を消し去り、壮大な物質文明を築いてきた。しかし、これらのプロジェクトは、人間は忘れてしまったが、場所のみが覚えている記憶や物語を甦らせようとしていた。来訪者はプロジェクトを前に、場所の意味、学校や民家の歴史、人々の営み、生の意味などに思いをはせる⁵⁾。それは、換言すれば、近代的風景観⁶⁾が見失った景観の背後に潜む意味の捉え直しでもあった。また、土地の地霊であり、土地の物語でもあるゲニウスロキの再生でもあった。近代的風景観とは、視覚の風景を発見したが、意味の風景を隠蔽した。風景とは視覚的側面と観念的側面を有しているが、20世紀は風景の視覚的側面つまり視覚の風景を注目するあまり、場所の記憶などを表す意味の風景を忘れてしまった。プロジェクトは、現代アートという異質な景観を廃屋・廃校という歴史的空間に配し、そこに注目させ、昔の生業や生活の姿を想起させることによって、場所の記憶を喚起し、かつての生業や生活を認識させることによって場所のもつ意味の風景を捉え直した。

(2) 自然史の風景から人類史の風景へ

風景の見方や評価は時代とともに変わる。フランスの感性の歴史家アラン・コルバンは、一連の著作でヨーロッパの事例を豊富に紹介し、風景観の変遷と背景を詳細に論じていた。コルバンは、「眺望ですら、かつてほどの興味を引かないように見えます」と視覚優位の風景評価に変化の兆しがあることにふれ、「かつて称賛された多くの眺望が今ではその魅力を失ってし

まいました」(コルバン2002:130,179)とヨーロッパの山や丘からの展望景が評価されなくなったことについていた。我が国の展望地の観光地もそうではないかと思う。かつてもはやされた展望地の多くが衰退している。展望のためのドライブウェイやロープウェイなどが廃れている。われわれは、もっと心をときめかず超高層ビルからのパノラマや飛行機による上空からの視覚を獲得したのだ。しかも、あまりにも視覚に偏りすぎていたことに気がつきはじめたのだ。「見る」にはもっと深い意味があったはずである。展望景に限らず、風景には栄枯盛衰がつきまとう。我が国の伝統的風景が消滅し、近代的風景が台頭したことは典型的な事例である。そしてまた、展望景の一例のように、近代的風景もまた衰退していく。

しかし、一方で、次から次へと新たな風景が生成する。今、我が国で新たな自然風景が照射されつつある。人々のまなざしが新たな自然風景に向かいつつあり、自然風景の新たな表象を生成しつつある。1990年代から、新たな風景の視点を示す理論が台頭してきたとみることができる。生物多様性と文化的景観である。近代の風景評価は、自然科学が先導し、審美的評価を誘導してきた。科学的に貴重な地形地質や植生が美しい風景となったのである。今、生物多様性の科学的知見が里山や湿地という新たな風景を照射しはじめている。里山とは二次林・田園などであり、湿地とは河川・ため池・干潟・浅海域などであったが、それは近代文明が破壊した山辺の風景であり、水辺の風景でもあった。また、世界遺産の理論の中で育まれてきた文化的景観の概念は、農林漁業景や象徴景という新たな風景を照射しようとしている。棚田・聖地などである。近代の自然風景の評価の尺度はひたすら自然性という自然史の尺度に走ったが、今、自然が内包する歴史性・文化性に着目した人類史の尺度への転回がはじまった。

20世紀は合理主義の近代文明を追い求め、普遍的でグローバルな価値を志向した時代であった。自然に対しても、欧米の保護思想を導入し、傑出した貴重な自然や原生の自然を重視しすぎた。自然のもつ生態学的価値にとらわれすぎ、自然のもつ歴史的・文化的価値を見逃してきた。養殖、魚介類採取、潮干狩りなどが営々と行われてきた干潟は格好の埋立地となってしまった。

子どもの情操を育み、生き物の命の大切さを教えた小川や水路やため池も都市化で簡単に消えていった。薪や落葉の燃料、山菜採り、昆虫採集など人々に物心ともに豊かな恵みをもたらした雑木林は二次林として片づけられ、放置され、伐採された。開発の論理を前に、我が国固有の山辺の風景、水辺の風景などを評価することなく、日常的に深くかわりがあった身近な風景をいとも簡単に破壊してきた。20世紀は、自然史の視点に立って、ひたすら原生的自然を追い求めたが、しかし、人々はふと、本当に大切な自然は、じつは消えつつある身近な自然であり、つねに人間が関わってきた二次的自然なのだ気づきはじめてきたのだ。自然史の視点という一方の極への傾斜から、人類史の視点というもう一方への極への揺れ戻しがおきてきた。生物多様性、文化的景観、ニューツーリズムの台頭はこの動きと通底している。

生物多様性、文化的景観、ニューツーリズムの動きは、たんに自然保護、文化財保護、観光振興の問題領域にのみ関与しているのではない。それは、新たな風景の照射、新たな風景の賛美、つまり、新たな風景へのまなざしも深く絡みついている。

生物多様性という自然の包括的概念は、原生的な自然から二次的な自然まで、貴重な自然から普通の自然まで、山岳から海洋まで、風景へのまなざしを拡大した。生物多様性の概念は共生の思想であり、身近な自然を再評価し、我々の生活環境を豊かに快適にしてくれる思想であり、20世紀が切り捨ててきた里山の山辺や海岸の水辺など身近な自然を照射しようとしている。文化的景観は、場所の記憶を重視した風景であり、近代が忘れ去ったいわば意味の風景であり、土地がもつ歴史性や文化性つまり豊かな意味をみせてくれる。文化的景観は風景をより豊かなものとし、地域の意味の風景を捉え直してくれる。文化的景観の動きは身のまわりの景観や地域的特色を示す景観にまなざしを向けようとする新たな動きである。生物多様性と同じように、貴重な景観から普通の景観へとまなざしを拡大した。ニューツーリズムからも同様に風景への新たなまなざしを読みとることができた。エコツーリズムが自然環境とともに歴史文化を注視し、グリーンツーリズムが農山漁村の文化や営みを注視していることは、土地の歴史性や文化性つまり豊かな意味にま

まなざしをそそいでいることであった。そこには、文化的景観と同じく、近代が忘れ去ったいわば場所の記憶や意味の風景に向かう同じまなざしを見いだすことができる。また、生物多様性や景観法の動きと同じく、身のまわりの景観、地域的特色を示す景観、普通の景観にまなざしを向けようとする新たな動きを読みとることができる。エコツーリズムの対象地域は原生的自然から二次的自然へと拡大し、観光経験もまた深い自然体験から歴史文化体験へと拡大してきた。余暇活動から自己実現への動きが看取できるグリーンツーリズムにおいても、風景へのまなざしは、奥山の原生林などの風景ではなく、里山の田園、とりわけ営みの風景や生業の風景に向かっていた。

自然史の風景から人類史への風景への転回は、言うまでもなく、記憶の継承と同じく、連続する空間と連続する時間を重視することであり、近現代の文明を問い直すことでもあり、また、視覚の風景から意味の風景への転回でもある。

自然、景観、観光における動きには、記憶の継承と自然史の風景から人類史の風景へという新たな風景へのまなざしを指摘することができた。さらに付言すれば、このような風景へのまなざしの変化の背景には、社会の枠組みの大きな変化があるのだろう。20世紀から21世紀にかけて、社会の枠組みが大きく変わりつつある。成長から持続へ、人口増から人口減へ、大量生産・大量消費・大量廃棄から循環へ、経済効率から環境効率へ、建設・破壊から保全・再生へ、中央から地方へ、均質化・同一性から個性化・多様性へと変わる中、人々の価値観もまた、物（物質文明）から心（精神文明）へ、経済・物質の豊かさから自然・文化の豊かさへ、合理主義・効率主義からゆとり・やすらぎへと変わりつつある。地域のあり方も、経済力、産業力を重視した地域開発から、社会力、文化力、環境力をも重視した地域創造へと変わりつつある。風景へのまなざしもこのような中で変わりつつある。

注

- 1) 本論では風景と景観は異なる語彙として用いておきたい。風景・景観は主体である人間と客体である対象との相互関係のなかに生まれるものであり、共に対象を指し示しているが、風景は、環境の一面に対して、人間が注視し、意味付け・価値付けを行うことによって、捉えた対象の表象であり、景観は対象の単なる相貌であり眺めである。風景とは、環境の一面について、主体である人間に即して語る用語であり、景観とは、同じ環境の一面について、客体である対象に即して語る用語である。いわば、人間は環境の一面を主観的な風景や客観的な景観として捉えるのであり、風景が人間のより内なる問題であるのに対し、景観は人間のより外なる問題であるといえる。
- 2) 自然、景観、観光をめぐる動きについては、環境省（2002：268, 2008：323）、文化庁（2005：323）、国土交通省（2007：61）、農林水産省（2003：20）等によったほか、各省のホームページ、京都市のホームページ等を参考とした。
- 3) 首相官邸ホームページ「小泉総理の演説・記者会見等」の「第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説 平成15年1月31日」より抜粋。
- 4) 北川フラムは、2000年の芸術祭においても「数百年にわたる自然とのかかわり、特に農業を通じてのかかわり」（北川2000：18）とし、2003年の芸術祭においても「1500年もの間、農業を生活の中心に据えてきた越後妻有の人たち」（北川2003：14）とし、同様のコンセプトを述べている。
- 5) 美術手帖854号（2004）は無記名で「アート活動を主軸に、この島で脈々と続けられてきた人々の生活も含めて、直島という場を紹介する」（美術手帳編集部2004：101-107）と島の歴史や文化に言及している。同様に、現代アートによる歴史・文化等の喚起は、06.11.13日経新聞、07.1.1産経新聞、07.2.24朝日新聞、07.3.8産経新聞、07.3.11朝日新聞の美術評論等に見いだすことができる。
- 6) 近代的風景観とはヨーロッパ近代文明がもたらした風景観で、我が国では明治30年頃に普及していく風景観であり、科学的な見方、目に見える眺めを重視する見方を示すものであり、それまでの宗教的・文芸的な見方などの伝統的風景観とは異なるものである。この見方は20世紀を通じて支配的であった。このことは、油井（1986：113-118）、西田（1999：263）などに詳しい。

文 献

- 秋元雄史 2005「地中美術館——『美的経験』の場所をつくる」『地中美術館』直島福武美術館財団。
- 秋元雄史 2005「直島における現代アートの展開と反響」『瀬戸内海No43』瀬戸内海環境保全協会。
- 泉田裕彦 2006「芸。触。』『大地の芸術祭』新潟日報広告特集7.23付。

- カバコフ, イリヤ&エミリア 2000『イリヤ/エミリア・カバコフ「棚田」』現代企画室.
- 環境省編 2002『新・生物多様性国家戦略』環境省.
- 環境省編 2008『第3次生物多様性国家戦略』環境省.
- 国土交通省 2007、「観光立国推進計画」国土交通省.
- 北川フラム 2000『大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ2000』大地の芸術祭実行委員会.
- 北川フラム 2003『大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ2003』現代企画室.
- 北川フラム・大地の芸術祭実行委員会監修 2006『大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ2006ガイドブック』美術出版社.
- コルバン, アラン 2002『風景と人間』(小倉孝誠訳) 藤原書店.
- 下田尚利 2006「人。動。日本の原風景を、一期一会の花が彩る、樹——いけばなプロジェクト」『大地の芸術祭』新潟日報広告特集.
- スミス, バレーン編著 1991『観光・リゾート開発の人類学』(三村浩史監訳) 勁草書房.
- 住野昭 2008「ニュー・ツーリズム(交流)で日本は変わるか〜タテワリ行政の壁を打ち壊せ〜」『スクエアVol151』レジャー・サービス産業労働情報開発センター.
- 田口直人 2006「芸。触。」『大地の芸術祭』新潟日報広告特集7.23付.
- 田中三蔵 2006「越後妻有アートトリエンナーレ」朝日新聞大阪版7.27付.
- 田平厚子 2002「安心院町グリーンツーリズムの特徴と来訪者の志向」『日本観光研究学会全国大会研究発表論文集No17』日本観光研究学会 [田平はこのほかにも安心院に関し一連の論文を執筆].
- 中原祐介 2003「芸術の復権の予兆」『大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ2003』現代企画室.
- 西田正憲 1999『瀬戸内海の発見一意味の風景から視覚の風景へ』中央公論新社.
- 農林水産省 2003「水とみどりの『美の里』プラン21」農林水産省.
- 文化庁文化財部記念物課 2005『日本の文化的景観』同成社.
- 美術出版社編集部 2004『美術手帳 854号』美術出版社.
- 油井正昭 1986「景観研究の系譜」『造園雑誌50(2)』日本造園学会.
- 吉田明 2006「火焰型土器出土の地に妻有焼を興す挑戦、土——やきものプロジェクト」『大地の芸術祭』新潟日報広告特集.